

熊本県(地域別)最低賃金
＜平成21年10月18日改正＞

時間額 630円

必ずチェック 最低賃金!使用者も労働者も

この最低賃金は県内すべての労働者(臨時・パートタイム労働者を含みます)に適用されます。なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用になります。

詳しくは、熊本労働局 ☎096-355-3202又は最寄の労働基準監督署にお尋ねください。

危険物取扱者試験(全類)について

本年度第3回目の危険物取扱者試験が実施されます。

- 試験日 平成22年2月14日(日)
- 試験会場 熊本市
- 願書受付期間 平成22年1月5日～15日
- 願書受付場所
(財)消防試験研究センター熊本県支部
熊本市九品寺1-11-4 県教育会館4階
※詳細等につきましては、次の問い合わせ先までご連絡ください。
- 問い合わせ先
消防本部予防課 ☎63-1192

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について

選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で選挙資格を調査し、農業委員選挙人名簿の調製を行っています。本年も「登載申請書」を自治区長を通じて配布しますので、登載申請される方は、自治区長へは平成22年1月6日(水)まで、農業委員会へは平成22年1月8日(金)までに提出してください。

●問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎78-3111(251・226)

◆有権者資格

平成22年3月31日現在で満20歳以上で次に該当する方です。

- ①10アール以上の農地を耕作経営している方
- ②①の同居親族又はその配偶者で耕作従事日数が年間おおむね60日以上ある方

年金 TOPICS

国民年金への届出を忘れずに

国民年金の加入の種別は職業等によって変更になることがあります。種別が変わっても、きちんと届け出をしていれば、加入記録はつながっていきますので、忘れずに届け出ましょう。

【国民年金の種別】

種 別	加入する人	加入・変更の手続
第1号被保険者	自営業・学生など(20歳以上60歳未満)	お住まいの市区町村に届け出ます。
第2号被保険者	会社員・公務員(65歳未満)	勤務先が社会保険事務所に届け出ます。
第3号被保険者	会社員・公務員に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)	配偶者の勤務先が社会保険事務所に届け出ます。
任意加入被保険者	日本国籍で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人・老齢(退職)年金を受けられる60歳未満の人・日本国内に住む60歳以上65歳未満の人	お住まいの市区町村に届け出ます。

以下のような場合に、届け出忘れが多く見られますのでご注意ください。

□退職するとき…厚生年金保険(以下、厚生年金)に加入していた第2号被保険者は、第1号被保険者に変更となります。扶養されている配偶者(第3号被保険者)がいる場合は、あわせて届け出てください。

□65歳以上の会社員に扶養されている配偶者…厚生年金には70歳になるまで加入しますが、65歳以上で老齢厚生年金などの受給権がある人は国民年金の第2号被保険者となりません。そのためにその人に扶養されている配偶者は第3号被保険者ではなく第1号被保険者となるので、届け出が必要です。

□第1号被保険者の変更届…住所や氏名が変更になったときも、届け出が必要です。

ねんきん相談日

(社会保険事務所の職員が相談をお受けします)

12月10日(木)水俣市もやい館、12月24日(木)芦北町役場

問い合わせ先

八代社会保険事務所 ☎0965-35-6143、役場住民課住民班 ☎78-3111(115)